

# 衆議院環境委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 5 月 29 日（金）、第 12 回の委員会が開かれました。

- 1 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 52 号）（参議院送付）
  - ・石原環境大臣、青山環境副大臣、辻環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、中道、維新、国民、参政、緒方林太郎君（無）、渡辺真太郎君（無））
  - ・西野太亮君外 6 名（自民、中道、維新、国民、参政、緒方林太郎君（無）、渡辺真太郎君（無））から提出された附帯決議案について、鍋島勢理君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、中道、維新、国民、参政、緒方林太郎君（無）、渡辺真太郎君（無））  
（質疑者）今洋佑君（自民）、輿水恵一君（中道）、池下卓君（維新）、向山好一君（国民）、伊藤恵介君（参政）、緒方林太郎君（無）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 今洋佑君（自民）

- （1） 環境保護に関する南極条約議定書附属書VI（以下「附属書VI」）の締結に向けた我が国の法改正がこの時期となった背景及び本改正の意義についての石原環境大臣の見解
- （2） 事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動として、南極大陸への上陸を伴わない観光や科学的調査が追加された理由
- （3） 環境上の緊急事態が発生した場合に、まず主宰者が対応することが義務付けられ、主宰者が対応できない場合には、環境大臣や他の締約国の政府が措置をとる本法律案の枠組の実行性
- （4） 本年 5 月に開催された第 48 回南極条約協議国会議では、コウテイペンギンの特別保護種の指定が一部の国の反対により実現しなかったことを踏まえ、南極地域の生態系の保全について、我が国が主導的役割を果たす重要性についての環境省の見解
- （5） 我が国の南極の調査研究の意義
- （6） 南極条約を基盤とした活動における我が国が担うべき役割に対する石原環境大臣の決意

## 輿水恵一君（中道）

- （1） 本法律案を通じて、我が国が南極の環境保護に果たす責任及び取組についての石原環境大臣の見解
- （2） 南極における特別な保護が必要な地域の具体例と同地域での環境保全の具体的取組並びに南極地域の活動に関する環境影響評価の基準及び手続の内容
- （3） 南極地域に生育する動植物の種類並びに特に保護が必要とされる種及びそれらの種が直面している脅威の要因についての環境省の見解
- （4） 我が国の南極地域観測事業
  - ア 同事業によるこれまでの国際的貢献の具体的成果
  - イ 観測計画、昭和基地の整備、人材育成、国際連携及び南極観測船「しらせ」の後継船を含む輸送体制の確保など安定的に同事業を継続させるための取組方針
  - ウ 南極地域の環境保護と科学研究の両立を図り同事業を安定的に継続するために環境省が果たす役割についての石原環境大臣の見解

#### 池下卓君（維新）

- (1) 附属書VIの国内担保措置の整備に20年を要した理由及び経緯並びに本法律案により期待される効果についての石原環境大臣の見解
- (2) 「環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件」と「環境上の緊急事態」の定義及びその範囲を示すためのガイドライン作成についての考え並びに主宰者の対応措置に要した費用の支払い責任が免除される基準
- (3) いずれの国も対応措置をとらなかった場合における本来取られるべきであった対応措置に要する費用の算定基準、対応措置費用の支払い責任を担保するための金銭保証に関する国内での十分な対応の可否及び南極地域活動計画の確認申請時の資金保証について虚偽の記載を行った主宰者が事故を起こした場合の担保措置の有無
- (4) 第48回南極条約協議国会議の成果及び継続的な環境損害に対する責任制度に関し我が国が国際会議で果たす主導的役割

#### 向山好一君（国民）

- (1) 南極地域観測事業
  - ア 同事業により得られた成果、特に鉱物資源調査により蓄積された知見
  - イ 南極を地政学、資源、国際秩序形成上の重要地域と位置付け地質データ等の情報を戦略的に収集すべきとの考えに対する見解及び中国・ロシアによる資源調査等の動向についての把握状況
  - ウ 中国の動向を踏まえ、我が国が南極の情報ベースを整備すべきであるとの考えに対する青山環境副大臣の見解
- (2) 附属書VI未締結国
  - ア 南極地域の観光等の主宰者のうち米国の主宰者の占める割合及び南極に向かう観光船のベース港
  - イ 附属書VIの環境政策の実現に重要な役割を担う米国やアルゼンチンが未締結となっていることに対する認識及び発効に向けた外交努力の必要性についての石原環境大臣の決意
- (3) 海洋汚染防止法と南極環境保護法との関係性及び海事債権責任制限条約に規定する責任限度額との整合性を図る必要性

#### 伊藤恵介君（参政）

- (1) 第48回南極条約協議国会議における観光規制の議論の内容及び規制導入に向けたスケジュール等に関する議論の有無
- (2) 日本の国内法で観光の枠組みに特化した厳格な法規制を設ける必要性についての石原環境の見解

#### 緒方林太郎君（無）

- (1) 南極における主権
  - ア 南極条約におけるいわゆる「主権の凍結」の意味
  - イ 他国による領土権主張を我が国が否定し始めた時期
- (2) 南極観測船「しらせ」
  - ア 南極条約に基づく主権免除となる軍艦、軍の支援船又は国が所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的役務にのみ使用しているものの3類型における「しらせ」の分類
  - イ 附属書IVにおける海洋汚染の防止に係る主権免除と附属書VIにおける環境上の緊急事態の対応措置の優先順位
- (3) 南極における科学的研究を名目とした資源探査実施の可否についての政府の見解